



世田谷コミュニティ財団

# スケジュール&よくある質問

世田谷コミュニティ財団は、設立発起人が賛同人とともに12月の法人設立を目指します。下記のように段階を分けての呼びかけを行うことで、議論の集約と協力者の広がりの方を両立させます。また、設立準備のための寄付と財団運営のための寄付、助成金となる寄付を明確に分けて寄付を募ります。



## よくある質問

Q. 「設立寄付」と、「設立記念助成への寄付」の違いを教えてください。

設立寄付とは、世田谷コミュニティ財団の「設立」に向けた寄付を指します。具体的には、財団法人設立に必要な「基本財産」(法定上の最低金額である300万円)への繰り入れと、2018年度以降の財団の運営費として活用します。設立記念助成への寄付とは、世田谷コミュニティ財団が設立された後、最初の助成プログラムを運営し、実際の助成を行うための寄付を指します。頂いた寄付は、助成プログラムの運営に必要な経費(金融機関やクレジットカード決済等の手数料、Webサイトやチラシ等の広報費、寄付者やNPO等との連絡調整費、事務費など)を差し引いた上で、第3者による審査を経て選ばれた団体等に助成金として交付します。

Q. 寄付金は税制優遇の対象になりますか？

現時点では税制優遇の対象にはなりません。財団法人設立の準備を進めながら、公益認定を受け、将来的には税制優遇(寄付金控除/損金算入)の対象となるよう、努力してまいります。

Q. 領収証は発行されますか？

世田谷コミュニティ財団設立準備会として、領収書をお渡し致します。お申し込み時のお名前と、領収書の宛先が異なる場合(例えば法人による寄付をしたい、職業上の通称と戸籍名が異なる、等)の場合は事前にご一報を頂けるようお願い申し上げます。

Q. 寄付の具体的な方法を教えてください。

銀行振り込みか現金にてお願いいたします。

1. 銀行振込の場合

昭和信用金庫 経堂支店 普通 1141024  
世田谷コミュニティ財団設立準備会 代表 市川徹

2. 現金の場合

①メール (setagaya@scf.tokyo) でお約束の上、世田谷コミュニティ財団設立準備会に持参

②現金書留で下記へ郵送

158-0094 東京都世田谷区玉川 2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス 8階 カタリストBA  
世田谷コミュニティ財団設立準備会